

## 第1章 総則

### (機関の目的)

第1条 本校は、外国人に対して日本語教育を行い、日本での就職に足る、コミュニケーション能力の養成を行い、国際的文化交流の発展に寄与することをとする。

### (機関の名称)

第2条 本校は、ICA国際会話学院荒尾校と称する。

### (組織)

第3条 本校には、就職2年課程及び就職1.5年課程を置く。

### (主たる事務所の所在地)

第4条 本校の主たる事務所は、熊本県荒尾市原万田42-162に置く。

## 第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

### (実施期間)

第5条 日本語教育課程並びにそれらの評価等を実施する期間は、4月1日から翌々年度3月31日とすることを基本とする。就職1.5年課程の場合、1年次は(3)及び(4)のみ該当。

2前項の期間を分けて、次の学期とする。

- (1)4月期 4月1日から6月30日まで
- (2)7月期 7月1日から9月30日まで
- (3)10月期 10月1日から12月31日まで
- (4)1月期 1月1日から3月31日まで

### (授業日数及び休業日)

第6条 本校が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

2 休業日は、次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で規定する日
- 三 春休み 3月下旬から 4月上旬まで(2週間)
- 五 夏休み 7月下旬から 8月上旬まで(2週間)
- 六 秋休み 9月下旬から 10月上旬まで(2週間)
- 七 冬休み 12月下旬から 1月上旬まで(2週間)

3 校長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

第7条 午前の授業は9:00～12:30、午後の授業は13:10～16:40とする。

## 第3章 日本語教育課程

### (日本語教育課程)

第8条 本校には、以下の表に掲げる日本語教育課程を置く。修業期間、目標とする日本語能力(「日本語教育の参照枠」(令和3年10月12日文化審議会国語分科会)の尺度で示された日本語能力をいう。)、収容定員数、授業科目及び授業時数はそれぞれ以下の表に掲げるとおりとする。

| 日本語教育課程 | 修業期間 | 日本語能力 | 収容定員数 | 授業科目 | 単位授業時数    |
|---------|------|-------|-------|------|-----------|
| 就職2年課程  | 2年   | B2    | 60人   | 初級   | 200(単位)時間 |
|         |      |       |       | 初中級1 | 200(単位)時間 |

|  |  |  |  |      |           |
|--|--|--|--|------|-----------|
|  |  |  |  | 初中級2 | 200(単位)時間 |
|  |  |  |  | 中級   | 200(単位)時間 |
|  |  |  |  | 中上級1 | 400(単位)時間 |
|  |  |  |  | 中上級2 | 400(単位)時間 |

| 日本語教育課程  | 修業期間  | 日本語能力 | 収容定員数 | 授業科目 | 単位授業時数    |
|----------|-------|-------|-------|------|-----------|
| 就職1.5年課程 | 1年6ヶ月 | B2    | 40人   | 初中級2 | 200(単位)時間 |
|          |       |       |       | 中級   | 200(単位)時間 |
|          |       |       |       | 中上級1 | 400(単位)時間 |
|          |       |       |       | 中上級2 | 400(単位)時間 |

(教育の提供方法)

第9条 本校は、学生の要望に適切に対応するため、学生の目的及び目標に応じ、当該学生が在籍する日本語教育課程を構成する授業科目を提供することを基本とする。

(クラス編成)

第10条 クラスは、同時期に同一の日本語教育課程を受講する受講者を、20名以下ごとに分けて編成する。

#### 第4章 学習の評価、課程修了の認定

(学習の評価)

第11条 学習の評価は、試験評価、パフォーマンス評価、自己評価、相互評価に基づいて行う。これらの評価法を科目ごとに組み合わせ、規定の配分率に応じて得点を算出する。成績は、得点に基づき、S、A、B、C、D、Fの6段階で示す。D、Fは不合格とする。得点に対する成績のつけ方は次のとおりとする。S=96-100点、A=86-95点、B=70-85点、C=56-69点、D=55点以下、F=未受験。  
D以下の者は、所定の課題を期日までに提出し、担任教員及び主任教員によるルーブリックを用いた評価で基準に達した場合、Cとする。

(修了の認定)

第12条 最低でも1520単位時間(就職2年課程)、1140単位時間(就職1.5年課程)の授業に出席した上で、すべての評価においてC以上を得たものに対して当該課程の修了を認める。

2 校長は本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(休学・復学)

第13条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、10日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届けに、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2. 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学・退学)

第14条 転学・退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(災害時における学習継続の措置)

第15条 本校が災害により日本語教育を継続することが困難となった場合、あらかじめ定めている支援フローに基づき、提携している転学先を紹介するなど学生の日本での学習の継続に努めるものとする。

#### 第5章 教員及び職員組織

(教員及び職員組織)

第16条 本校に、次の教員及び職員を置く。

- 一 校長
- 二 主任教員
- 三 教員 8名以上(うち本務等教員3名以上)
- 四 生活指導担当者 10名以上(うち本務等教員3名以上)
- 五 事務統括責任者
- 六 事務職員(事務統括責任者を除く) 1名以上

(校長)

第17条 校長は、本校の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

(主任教員)

第18条 教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

(教員会議)

第19条 職務の円滑な執行に資するため、教職員会議並びに教務会議を置く。

2 教職員会議は校長が主宰し、学校運営や指導が必要な学生の対応を検討する。

3 教務会議は主任教員が主宰し、学校全体のカリキュラムや評価などについて検討する。

## 第6章 入学・在籍等

(入学資格)

第20条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

(1)短期大学を卒業して短期大学士の学位を得た者、また、その見込みがある者、大学を卒業して学士の学位を得た者、また、その見込みがある者

(2)正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

(3)日本に滞在中、その費用を負担する能力のある者又は負担する能力のある経済的保証人を有する者

(4)本校において、その定めた期間、修学する意思がある者

(5)本校を卒業後、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を取得して、日本で就職することを希望する者

(6)以下の日本語能力を有する者

○4月入学(就職2年課程)：

①日本語教育機関における150時間以上の学習歴が証明できる者

②選考内で行われる口頭試験において、具体的なことやごく身近な話題についての簡単な質問に対し、理解して、意図が伝わる形(単語等)で回答できる者

○10月入学(就職1.5年課程)：

①日本語教育機関におけるN4取得、または200時間以上の学習歴が証明できること。

②選考内で行われる口頭試験において、身の回りの日常的なこと(自分の職業、家族のこと)についての簡単な質問に対し、理解で、簡単な言葉を使って説明できること。

③J-TESTのウェブ自己チェックテストをエージェントによる試験監督のもとで実施し、D-Eレベルにおいて50%以上得点していること。

なお、2月の募集開始時、A1修了レベルの候補学生に対し、5月の募集締め切りまでにA2レベルに到達することを目指したプレ教育を行い、全員に「いそどり」の視聴を推奨する。

(在籍)

第21条 本校に在籍できる者は、我が国で就労することを目指す外国人で、別に定める選考基準を満たし、校長が許可した者とする。

(在籍の開始時期)

第22条 在籍の開始時期は、毎年4月及び10月とする。

(入学申請)

第23条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書のほか、必要な書類を提出しなければならない。

## 第7章 学費等

(学費等)

第24条 日本語教育課程を受講する者は、学生納付金としてそれぞれ以下の表に掲げる額(税抜)を納入しなければならない。

| 課程名    |     | 入学検定料   | 入学金     | 授業料      | その他納付金  | 合計       |
|--------|-----|---------|---------|----------|---------|----------|
| 就職2年課程 | 1年目 | 20,000円 | 50,000円 | 680,000円 | 81,000円 | 831,000円 |
|        | 2年目 | ————    | ————    | 680,000円 | 59,000円 | 739,000円 |

| 課程名      |     | 入学検定料   | 入学金     | 授業料      | その他納付金  | 合計       |
|----------|-----|---------|---------|----------|---------|----------|
| 就職1.5年課程 | 1年目 | 20,000円 | 50,000円 | 680,000円 | 81,000円 | 831,000円 |
|          | 2年目 | ————    | ————    | 340,000円 | 39,500円 | 379,500円 |

(滞納)

第25条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を2か月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して除籍を命ずることができる。

(受講料の返還)

第26条 既に納入した学生納付金は、以下の事由で校長が認めた場合、返還する。

### 1. 入国前

(1) 出願書類提出後のキャンセルの場合理由の如何に関わらず、入学検定料は返金しない。

(2) 在留資格認定証明書(COE)が交付されたが、ビザの申請を行わず来日しない場合理由の如何に関わらず入学検定料および入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、在留資格認定証明書および入学許可証と引き換えの上、振込手数料を除いた全額を返金する。

(3) 日本在外公館によってビザ発給が拒否された場合入学検定料および入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、本校職員が日本在外公館において査証が発給されなかったことの確認ができた後、在留資格認定証明書および入学許可証と引き換えの上、振込手数料を除いた全額を返金する。

(4) 日本在外公館よりビザ発給後に入学をキャンセルした場合理由の如何に関わらず入学検定料および入学金は返金しない。授業料およびその他の費用は、査証が未使用で失効が確認できた後、入学許可証と引き換えの上、振込手数料を除いた全額を返金する。

### 2. 入国後入学前

日本を出国し、在留カードが失効したことを本校が確認できた後、納入済みの授業料について、キャンセル料として50,000円を上限に、授業料の20%並びに振込手数料を除いた金額を返金する。その他の費用は返金しない。

### 3. 入学後

日本を出国し、在留カードが失効したことを本校が確認できた後、提出された退学願が受理された段階で開始していない学期の授業料について、キャンセル料として50,000円を上限に、授業料の20%並びに振込手数料を除いた金額を返金する。その他の費用は返金しない

### 4. 免責事項

天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがある時など、やむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、その分の授業料の返金を行わない。

## 第8章 賞罰

### （賞罰）

第27条 成績優秀にして他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

### （処分）

第28条 生徒が、この学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2. 懲戒処分の種類は、訓告及び除籍の2種とする。

3. 前項の除籍は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

（1）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（2）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（3）正当な理由がなく出席常でない者

（4）学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4. 前項の除籍を決定する際は校長による懲罰委員会を開催する。

5. 懲罰委員会は校長、主任教員、事務長から構成される。

## 第9章 雑則

### （健康診断）

第29条 健康診断は、毎年2回医療機関において定期的に実施する。

## 附 則

この学則は、2026年4月1日から施行する。